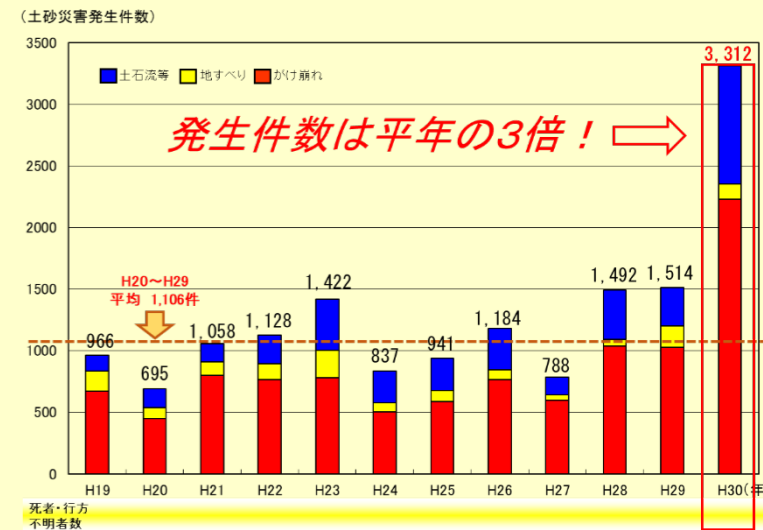
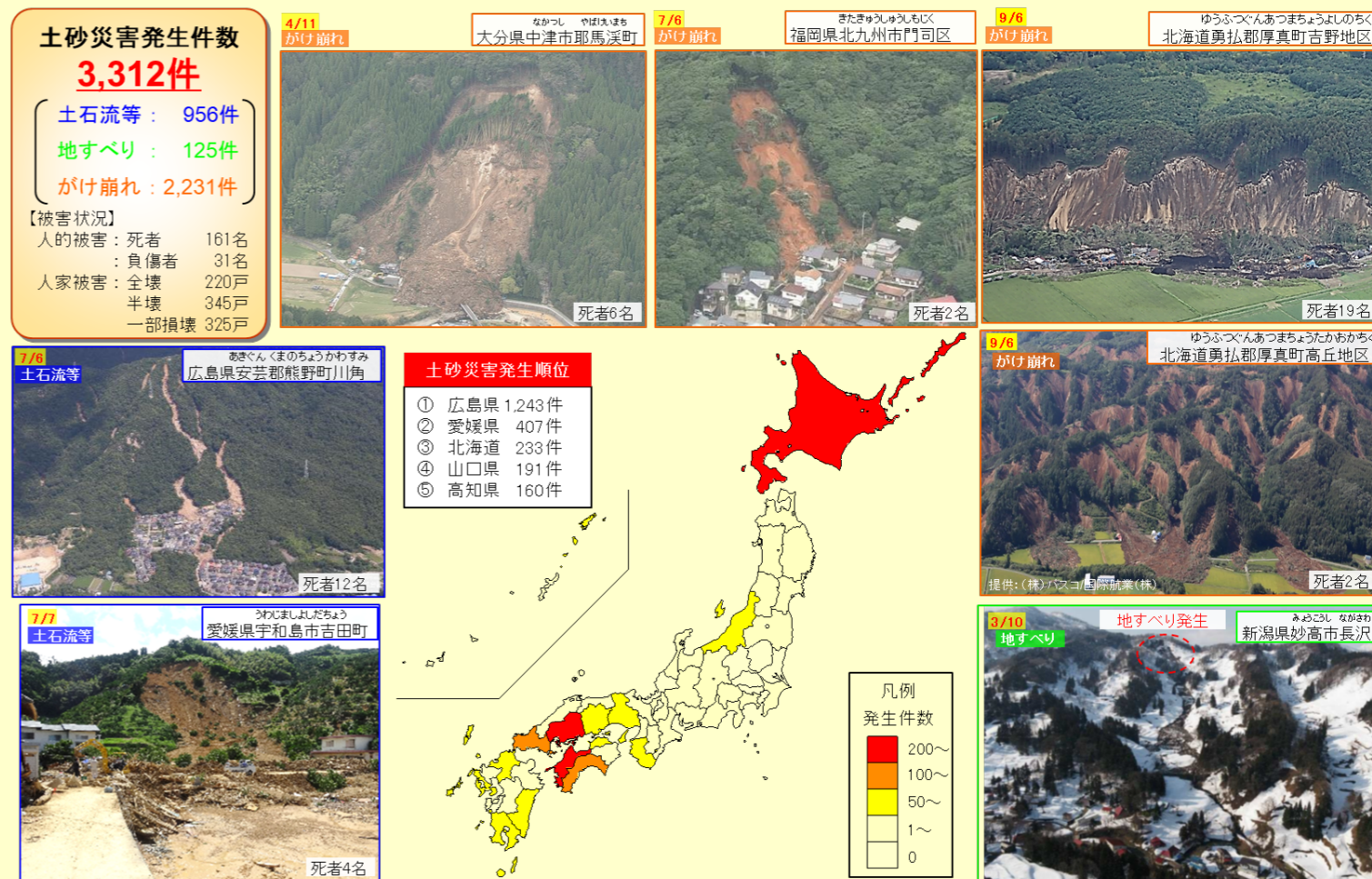


人命を奪い地域に深刻なダメージを与える土砂災害!!



土砂・洪水氾濫による川・道路の埋塞



ライフライン(水道施設)の被災



砂防堰堤による土石流・流木の捕捉



提言

我々は、全国治水砂防促進大会を開催し、砂防関係事業の促進について次のとおり提言を採択しました。

つきましては、これら提言事項の実現を要望いたします。

平成三十年十一月二十日

一般社団法人 全国治水砂防協会

会長 綿貫民輔



殿

提 言

本年発生した土砂災害は、7月豪雨災害や9月の北海道胆振東部地震など、平年の3倍近い3300件を超え、161名が犠牲となった。また、尊い人的被害に加えて、ライフラインや交通網などに甚大な被害を与え、国土の脆弱性を露呈させた。

土砂災害から人命を守り、安心して生活が出来る強靱な国土を実現するために以下の項目について早急に実現を図ることを提言する。

1. 土砂災害防止施設の強力な整備推進

国及び都道府県は、**人命を土砂災害から守り、安心して住める地域にするため、重要インフラ緊急点検の結果も踏まえ、土砂災害対策に係る予算を大幅に増額し、土砂災害の防止、軽減の基本である砂防堰堤等の整備を、計画的かつ強力に推進すること。**

2. 大規模な土砂災害が発生した地域等における直轄事業の実施

国及び都道府県は、本年の7月豪雨や北海道胆振東部地震等により激甚な被害が発生した地域において、**土砂災害対策を集中的に実施するとともに、天竜川中流地区の直轄地すべり対策に着手すること。**

3. 土砂災害対策の一層の強化

国は、総合流域防災事業を拡充して**既存ストックを活用した施設計画策定を交付対象に加えるとともに、砂防関係施設の長寿命化計画策定支援を延伸し、維持管理の強化を図ること。**また、**遊砂地を基幹施設とする土砂・洪水氾濫対策や、火山活動が活発な地域における既存砂防堰堤の除石等を実施するなど土砂災害対策を強化すること。**

4. 警戒避難体制の整備と防災・減災活動の充実

都道府県は、**平成31年度までに土砂災害防止法に基づく基礎調査を完了し、その結果を公表するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を急ぐこと。**また国は、**火山リアルタイムハザードマップの提供体制を構築、監視体制の強化等、火山噴火緊急減災対策を推進すること。**

5. 体制及び組織・人材育成の強化

国及び都道府県は、土砂災害対策に必要な体制及び組織の強化を図るとともに、**大学等の教育機関も含め専門技術者や研究者の育成を図ること。**併せて、土砂災害対策に関わる市町村職員の人材育成を支援すること。

以上

平成三十年十一月二十日

全国治水砂防促進大会